

第6章 障害福祉サービス等の必要な見込み量及び見込み量確保のための方策

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排せつ、食事の介護や通院等の介助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときにしじ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

《見込み量の算出方法》

利用者数：次の利用者数の合計

- ・平成19年9月から平成20年8月までの手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・入院中の精神障害者の地域生活への移行目標数のうち各年度の移行者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。
- ・事業所調査等から、施設入所から地域へ移行する人数を見込みました。

利用時間数

の利用者数の合計に、利用回数と利用時間を乗じた数で見込みました。

ア 訪問系サービスにおける1か月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	29 人	32 人	35 人
	456 時間分	504 時間分	551 時間分
重度訪問介護	0 人	0 人	1 人
	0 時間分	0 時間分	186 時間分
行動援護	0 人	0 人	1 人
	0 時間分	0 時間分	40 時間分
重度障害者等包括 支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間分	0 時間分	0 時間分

イ 見込み量確保のための方策

今後需要が増加すると見込まれるため、障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう新たな事業所を確保するとともに、サービス事業者に、人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

重度障害者等包括支援については、サービス体制を整えていきます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行います。

児童デイサービス

障害のある児童が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

短期入所

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

《見込み量の算出方法》

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）

利用者数：次の利用者数の合計

- ・平成21年度は、平成19年9月から平成20年8月までの手帳所持者数に対する利用者数の出現率より利用者数を見込みました。平成22年度及び平成23年度は、前年度から継続して利用する人数を見込みました。
- ・特別支援学校卒業者のうち、一般就労者数を除いた各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。
- ・事業所調査等から、施設入所から地域へ移行する人数を見込みました。

利用時間数

の利用者数の合計に、22日を乗じた数で見込みました。

児童デイサービス、短期入所

利用者数：次の利用者数の合計

- ・平成19年9月から平成20年8月までの手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。
- ・事業所調査等から、施設入所から地域への移行する人数を見込みました。

利用回数

の利用者数の合計に、平成19年9月から平成20年8月までの利用実績の平均値を乗じた数で見込みました。

ア 日中活動系サービスにおける1か月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	45 人	59 人	77 人
	990 人日	1,298 人日	1,694 人日
自立訓練 (機能訓練)	1 人	0 人	1 人
	22 人日	0 人日	22 人日
自立訓練 (生活訓練)	1 人	3 人	4 人
	22 人日	66 人日	88 人日
就労移行支援	2 人	4 人	5 人
	44 人日	88 人日	110 人日
就労継続支援 (A型)	1 人	1 人	1 人
	22 人日	22 人日	22 人日
就労継続支援 (B型)	76 人	84 人	104 人
	1,672 人日	1,848 人日	2,288 人日
療養介護	0 人	0 人	0 人
児童デイサービス	45 人	55 人	56 人
	293 人日	358 人日	364 人日
短期入所	22 人	22 人	22 人
	150 人日	150 人日	150 人日

注) 人日とは、延利用日数のことをいう。

イ 見込み量確保のための方策

1) 福祉施設から一般就労への移行支援

障害者に対し、一般就労や国、県の雇用支援策に関する理解の促進を図ります。

障害者の専門的・総合的な就業指導、就業講習等を行う愛知障害者職業センター等の活用を促進し、障害者の就業を支援します。

県が行っている職場実習、職場見学推進事業や障害者一般就労・職場定着促進事業等の周知徹底を図ります。

サービス事業者に就労移行支援事業の取組みを奨励し、一般就労への移行を推進します。

2) 障害者雇用の促進

事業主に対する障害者雇用を促進するための国・県の各種助成制度や愛知障害者職業センターに所属するジョブコーチの派遣事業の活用などの周知徹底を図るため、公共職業安定所や関係機関と連携して啓発活動を推進します。

障害者が継続して就労するために、障害者に対する理解や障害者に配慮した施設や整備が必要であり、その理解を図るため公共職業安定所や関係機関と連携して啓発活動を推進します。

障害者の専門的・総合的な就業指導、就業講習などを行う愛知障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、愛知障害者職業能力開発校等の活用を促進し、就業を支援します。

経済的な社会環境の変化から離職した障害者の再雇用を支援します。

市は、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意して、福祉施設等の受注機会の増大を図っていきます。

3) その他日中活動系サービスの推進

日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを必要とする児童に対し、市内にあるこすもす園を増築し、整備を図ります。

短期入所(ショートステイ)事業の受け入れ体制の充実に向けて、需要に対応できる定員の確保をサービス事業者へ働きかけます。

精神障害者の社会復帰のため、医療機関、保健所など関係機関と連携して、社会適応訓練等の推進に努めます。

新体系移行に際し、精神障害者のための社会との交流・創作活動などの日中活動の場を充実するよう、サービス事業者と協議します。

3 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活介護、共同生活援助、施設入所支援等のサービスがあります。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

《見込み量の算出方法》

- ・前年度から継続して利用する人数を見込みました。
- ・事業所調査の移行計画をもとに新たに利用する人数を見込みました。

ア 居住系サービスにおける1か月あたりの必要な量の見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助	9 人分	13 人分	16 人分
共同生活介護	10 人分	15 人分	17 人分
施設入所支援	32 人分	36 人分	47 人分
（参考）旧法施設入所	23 人分	12 人分	0 人分

イ 見込み量確保のための方策

居住支援を必要とする障害者に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。

グループホーム、ケアホームに居住している知的障害者及び精神障害者に対し、障害福祉サービス、地域生活支援事業、その他の福祉サービスを提供し、日常生活上の援助を行い、地域の生活環境を整備します。

障害者に対する差別・偏見をなくすために、地域住民に障害に関する知識についての啓発活動を推進します。

4 相談支援

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く。）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある人に、ケアプラン作成等の必要な支援をします。

《見込み量の算出方法》

- ・前年度から継続して利用する人数を見込みました。
- ・事業所調査等をもとに、新たに利用する人数を見込みました。

ア 相談支援における1か月あたりの必要な量の見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援	2 人分	4 人分	6 人分

イ 見込み量確保のための方策

相談支援について、障害者への周知徹底を図るとともに、対象者の把握に努めます。

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等に適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、関連機関と連携を図るとともに、専門的な相談体制の確保を働きかけます。

地域包括支援センターとの連携を強化していきます。

5 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害のある人や家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

ア 実施の見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
ア 障害者相談支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所
イ 地域自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援機能強化事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
住宅入居等支援事業	0 箇所	0 箇所	1 箇所
成年後見制度利用支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所

イ 見込み量確保のための方策

障害者に相談支援事業の周知徹底を図り、気軽に相談できる窓口や仕組み作りを図るとともに、プライバシーに配慮した環境で相談ができるよう努めます。

各種窓口で受け付けた相談について、関係機関と連携をとりながら、情報を共有して相談に対応します。

精神障害者に対する相談支援について、委託事業者、保健所との連携を図りながら充実します。

相談支援体制を整備するため、地域自立支援協議会において、相談支援事業所の運営、関係機関による連携体制の構築、相談支援強化事業の活用に関すること等を協議し、中立かつ公平な相談支援事業の実施を図ります。

地域自立支援協議会と各種相談機関との連携を強化し、困難事例への適切な対応に努めます。

専門的な相談や住宅への入居の支援について、事業所の確保に努めます。

成年後見制度の利用について、地域包括支援センターと連携を図り、適切に対応します。

障害者虐待については、各サービス事業者、民生・児童委員等と連携を強化し、早期発見に努め、適切に対応します。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

《見込み量の算出方法》

- ・平成18年度及び平成19年度の年間実績と、平成20年度の4月から9月までの身体障害者手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。

ア 必要な量の見込み

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	実設置 人 数	実利用 者 数	実設置 人 数	実利用 者 数	実設置 人 数	実利用 者 数
手話通訳者 設置事業	2人	18人	3人	22人	4人	28人
手話通訳者等派 遣事業	12人	17人	13人	21人	14人	27人

イ 見込み量確保のための方策

地域における手話通訳者や要約筆記者の把握を継続して行うとともに、ボランティア団体や手話サークルとの連携を強化します。

手話通訳者や要約筆記者の養成講座を実施し、人材の育成に努めます。

市役所における手話通訳者設置事業の周知を図ることで、制度の更なる周知と利用者の拡大に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図ります。

《見込み量の算出方法》

- ・平成18年度及び平成19年度の年間実績と、平成20年度の4月から9月までの手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。

ア 必要な量の見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具	7 件	7 件	7 件
自立生活支援用具	4 件	4 件	4 件
在宅療養等支援用具	20 件	21 件	21 件
情報・意思疎通支援用具	23 件	24 件	24 件
排泄管理支援用具	883 件	892 件	902 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3 件	3 件	3 件

イ 見込み量確保のための方策

日常生活用具に関する周知を図り、利用希望者の把握に努めます。
サービス事業者の情報を把握するとともに、市内のサービス事業者の確保に努めます。

利用者のニーズを把握し、新たな日常生活用具の給付等を図ります。

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害のある人について、通院を除く社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加に資する外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

《見込み量の算出方法》

利用者数：次の利用者数の合計

- ・平成 18 年度及び平成 19 年度の年間実績と、平成 20 年度の 4 月から 9 月までの身体障害者手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。

利用時間数

の利用者数の合計に、平成 18 年度及び平成 19 年度の年間実績と、平成 20 年度の 4 月から 9 月までの利用実績の平均値を乗じた数で見込みました。

ア 必要な量の見込み

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	実利用 者 数	延べ利用 時 間	実利用 者 数	延べ利用 時 間	実利用 者 数	延べ利用 時 間
移動支援事業	37 人	2,368 時間	43 人	2,752 時間	49 人	3,136 時間

イ 見込み量確保のための方策

サービス提供事業者の拡充に向け、現在、介護給付の訪問介護事業を実施している事業者に参画を働きかけます。

利用者のニーズを把握し、利用内容や利用時間の拡大を図ります。

(5) 地域活動支援センター

地域活動支援センターに障害のある人を受け入れ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

《見込み量の算出方法》

利用者数：次の利用者数の合計

- ・平成 18 年度及び平成 19 年度の年間実績と、平成 20 年度の 4 月から 9 月までの身体障害者手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。

利用時間数

の利用者数の合計に、平成 18 年度及び平成 19 年度の年間実績と、平成 20 年度の 4 月から 9 月までの利用実績の平均値を乗じた数で見込みました。

ア 必要な量の見込み

区 分	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	実施箇所数	実利用者数	延べ利用回数	実施箇所数	実利用者数	延べ利用回数	実施箇所数	実利用者数	延べ利用回数
犬山市内	2 箇所	104 人	8,052 回	2 箇所	105 人	8,125 回	2 箇所	105 人	8,125 回
他市町村	4 箇所	12 人	876 回	4 箇所	12 人	876 回	4 箇所	12 人	876 回

イ 見込み量確保のための方策

現在、地域活動支援センターは充足していますが、新たなニーズが発生した場合は、サービス事業者と協議のうえ充実に努めます。

(6) その他の地域生活支援事業

日中一時支援事業

障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息とすることで、介護者の負担を軽減し、障害のある人に対しては、日中における活動の場を確保します。

《見込み量の算出方法》

利用者数：次の利用者数の合計

- ・平成 18 年度及び平成 19 年度の年間実績と、平成 20 年度の 4 月から 9 月までの障害者手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。

利用回数

の利用者数の合計に、平成 18 年度及び平成 19 年度の年間実績と、平成 20 年度の 4 月から 9 月までの利用実績の平均値を乗じた数で見込みました。

ア 必要な量の見込み

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	実利用 者 数	延べ利用 回 数	実利用 者 数	延べ利用 回 数	実利用 者 数	延べ利用 回 数
日中一時支援 事業	26 人	286 回	31 人	341 回	37 人	407 回

イ 見込み量確保のための方策

利用者数の増加に合わせて、市内サービス事業者の定員の拡張を図るとともに、近隣のサービス事業者の確保に努めます。

障害児の日中活動の場となるよう事業者の確保に努めます。

生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障害のある人にホームヘルパーなどを派遣し、生活支援、家事援助支援を行い、地域での自立した生活の推進を図ります。

《見込み量の算出方法》

利用者数：次の利用者数の合計

- ・平成 18 年度及び平成 19 年度の年間実績と、平成 20 年度の 4 月から 9 月までの障害者手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。

利用時間数

の利用者数の合計に、平成 18 年度及び平成 19 年度の年間実績と、平成 20 年度の 4 月から 9 月までの利用実績の平均値を乗じた数で見込みました。

ア 必要な量の見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	実利用者数	実利用者数	実利用者数
生活サポート事業	2 人	2 人	2 人

イ 見込み量確保のための方策

サービス事業者に、専門的な人材の確保及びその資質向上を図るよう働きかけます。

訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な重度の身体障害のある人に、移動入浴車による入浴サービスを提供し、心身のケアの促進を図ります。

《見込み量の算出方法》

利用者数：次の利用者数の合計

- ・平成18年度及び平成19年度の年間実績と、平成20年度の4月から9月までの身体障害者手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。

利用回数

の利用者数の合計に、平成18年度及び平成19年度の年間実績と、平成20年度の4月から9月までの利用実績の平均値を乗じた数で見込みました。

ア 必要な量の見込み

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	実利用者数	延べ利用回数	実利用者数	延べ利用回数	実利用者数	延べ利用回数
訪問入浴サービス事業	5人	145回	6人	174回	7人	203回

イ 見込み量確保のための方策

新たな利用者の増加に合わせてサービス事業者の確保に努めます。

自動車改造助成事業

身体に障害のある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加を促します。

《見込み量の算出方法》

- ・平成18年度及び平成19年度の年間実績と、平成20年度の4月から9月までの身体障害者手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。

ア 必要な量の見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自動車改造助成事業	5 人	5 人	5 人

イ 見込み量確保のための方策

現在、自動車改造業者は充足していますので、身体障害者に対する理解を深めるよう啓発に努めます。

自動車運転免許証取得助成事業

身体に障害のある人が、就労等社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得するに要する費用の一部を助成します。

《見込み量の算出方法》

- ・平成 18 年度及び平成 19 年度の年間実績と、平成 20 年度の 4 月から 9 月までの身体障害者手帳所持者数に対する利用者数の出現率より各年度の利用者数を見込みました。
- ・アンケート調査で「新しく利用したい」と回答した人数から各年度の利用者数を見込みました。

ア 必要な量の見込み

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自動車運転免許証取得助成事業	3 人	3 人	3 人

イ 見込み量確保のための方策

現在、近隣に自動車運転免許を取得できる事業所は充足していますので、身体障害者に対する理解を深めるよう啓発に努めます。